

平成 31 年度介護職員処遇改善加算計画書届出先

魚津市

事業者の指定の状況によって、提出すべき書類の提出先を次のとおりとします。(組合せは主なものです)

- ① 魚津市の指定(地域密着型サービス、介護予防・生活支援サービス)のみの場合は、魚津市へ届け出てください。
※地域密着型サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、地域密着型サービスの届出をすることにより、総合事業も提出されたこととして取り扱います。
- ② 届出先に富山県が含まれている場合は、富山県へ提出した届出の写しを市へ届け出てください。
- ③ 魚津市の指定を受けているが、魚津市以外に事業所が所在し、所在市町村(保険者)の指定を受けている場合は、所在市町村(保険者)に提出した届出の写しを市へ届け出てください。
※①、②、③以外パターンで、魚津市の指定を受けており不明な場合は事務担当までお問い合わせください。

指定サービスの種類	地域密着型サービス	総合事業サービス(サービスA)	指定居宅サービス(富山県指定)	指定居宅サービス(富山県内他保険者)	指定居宅サービス等(富山県外保険者)	主たる計画書届出先	魚津市の提出窓口(介護保険係又は地域包括支援センター)	備考
パターン①	○					魚津市	介護保険係	
パターン①		○				魚津市	地域包括	
パターン①	○	○				魚津市	介護保険係	
パターン②	○		○			富山県	介護保険係	富山県提出の写し
パターン②		○	○			富山県	地域包括	富山県提出の写し
パターン②	○	○	○			富山県	介護保険係	富山県提出の写し
パターン③	○	○		○		県内他保険者	介護保険係	県内他保険者提出の写し
パターン③		○		○		県内他保険者	地域包括	県内他保険者提出の写し
パターン③	○	○			○	県外保険者	介護保険係	県外他保険者提出の写し
パターン③		○			○	県外保険者	地域包括	県外他保険者提出の写し

※処遇改善加算計画書はサービス事業所ごとあるいは複数のサービス事業所等を一括して届け出ることができます。

※書類の記入の仕方や提出書類の内容、キャリアパス等に関することは富山県高齢福祉課へご確認ください。